

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和8年3月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2500043号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2500010号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA法人における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA法人における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年6月5日から同年7月1日まで
② 平成19年6月15日

私は、平成19年2月26日からA法人が運営する、B事業所にパート職員として勤務していたが、同年6月に母親の体調が急に悪化したため、勤務することが難しくなるとして少しの間休みを取り、その後時間を減らして勤務した記憶がある。

しかし、A法人での厚生年金保険の記録は、退職したわけではないのに、平成19年6月5日に被保険者資格を喪失し、同年7月1日に再び被保険者資格を取得した記録になっており、請求期間①は国民年金の期間になっている上、請求期間②において同法人から賞与が支給されたが、その記録もない。

請求期間①の給与及び請求期間②の賞与の振込金額が記載された、預金通帳の写しを提出するので、請求期間①を厚生年金保険被保険者期間として訂正し、請求期間②の賞与を標準賞与額として記録してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、C法人が保管する請求者の出勤簿及び月別勤怠支給控除一覧表、並びに請求者に係る雇用保険の被保険者記録から、請求者がA法人に勤務していたことが認められる。

しかしながら、前述の出勤簿によると、請求者は、平成19年5月31日から同年6月10日までの期間は出勤しておらず、同月11日から同月30日までの期間は13日出勤しているものの、いずれの日も通常の勤務時間より短時間の勤務であったことが確認でき、請求期間①当時において請求者の勤務形態に変化があったことが確認できる。

また、日本年金機構が保管するA法人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、請求者の資格喪失年月日を平成19年6月5日として提出し、備考欄には、「勤務形態の変更の為、親の扶養に入る6/4より」と記載していることが確認できる。C法人は、「請求者から厚生年金保険被保険者資格喪失の申出があったため、同資格喪失届を提出した。」旨回答している上、D市の回答によると、請求者は、平成19年6月5日から同年7月2日までの期間において、同市に係る国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、前述の出勤簿によると、平成19年7月以降は、同年5月30日以前の厚生年金保険被保険者資格を有していた期間の勤務形態に戻っていることが確認できる。日本年金機構が保管するA法人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、請求者の資格取得年月日を同年7月1日として提出していることが確認できる。

加えて、C法人が保管する請求者に係る月別勤怠支給控除一覧表、及び請求者から提出された預金通帳の写しによると、請求期間①の厚生年金保険料（平成19年6月分）は、給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、上記1のとおり、請求者のA法人における請求期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の訂正は認められないことから、当該期間中である請求者の請求期間②に係る厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。